

亀山市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21878
- 3 路線名 みずほ台56号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 みずほ台14番20地内
 - (2) 終点 みずほ台14番20地内
- 5 重要な経過地 なし